

平成29年5月24日

各 位

会 社 名 アドアーズ株式会社 代表者名 代表取締役社長 上 原 聖 司 (証券コード番号 4712・JASDAQ) 問い合わせ先 取 締 役 杉 原 優 子 電話番号 03-5843-888

商号の変更および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年4月20日付け「会社分割による持株会社体制への移行に伴う子会社(分割準備会社)設立に関するお知らせ」および、平成29年5月9日付け「会社分割による持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約締結に関するお知らせ」のとおり、平成29年10月1日を目処に持株会社体制へ移行する旨を公表しております。

これに伴い、当社は本日開催の取締役会において、平成29年6月27日開催予定の第50回定時株主総会において関連議案が承認可決されること、および必要に応じて所管官公庁の許認可が得られることを条件に、商号および事業目的の変更につき「定款一部変更の件」(以下「本件定款変更」といいます。)を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 商号の変更について

(1) 変更の理由

当社は、平成29年5月9日付け「会社分割による持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約締結に関するお知らせ」のとおり、持株会社体制移行後の商号について、承継会社である「アドアーズ分割準備株式会社」の商号を現在の「アドアーズ株式会社」に変更する予定であり、併せて分割会社である当社の商号を変更するものであります。

(2) 新商号(英文表記)

株式会社KeyHolder (英文: KeyHolder, Inc.) (読み:かぶしきがいしゃ きーほるだー)

(3) 変更予定日

平成29年10月1日(予定)

2. 定款変更の目的

持株会社体制への移行に伴い、当社の商号及び事業目的を変更するものであり、定時株主総会に おける「吸収分割契約承認の件」および「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを 条件とし、現行定款第1条(商号)及び第2条(目的)の一部を変更し、併せて平成29年10月1日(予定)に効力が発生する旨の附則を設けるものであります。

なお、本件定款変更は、持株会社体制への移行効力発生日である平成29年10月1日(予定)に効力が生じるものといたします。

3. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

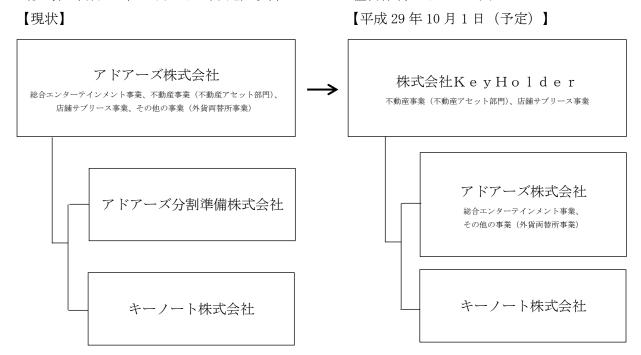
4. 日程

取締役会決議日 平成29年5月24日 (水)

定款変更のための定時株主総会開催日 平成29年6月27日 (火) (予定)

定款変更の効力発生日 平成29年10月1日(日) (予定)

(参考) 平成29年10月1日(予定)以降のグループ経営体制のイメージ図



現行定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、<u>アドアーズ株式会社</u>と称し、 英文では<u>ADORES, Inc.</u>と 表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的 とする。
- 1. <u>遊戯機器及び遊技機器・部品の</u> 製造、販売、輸出入、リース並びに 賃貸
- 2. <u>遊戯機器及び遊技機器・部品の修理及び</u> 保守管理業務
- 3. <u>遊戯場で提供する景品の企画、開発及び</u> 販売
- 4. 建築の企画、設計、監理及び施工
- 5. 店舗等の不動産利用に関する企画
- 6. 店舗等の什器備品の販売及び輸出入
- 7. 店舗等の映像、照明、音響、空調等の 電気設備及び電力自動制御機器の販売及び 輸出入
- 8. ディスプレイの企画、設計、監理及び 制作
- 9. ディスプレイに関する展示機器、演出 装置、室内外装飾用品等の企画、設計、 制作及び販売
- 10. 前4号乃至9号に関する調査、コンサル ティング及び情報の提供
- 11. 不動産の売買、仲介、賃貸及び管理
- 12. 土地、建物の有効利用に関するコンサル タント業務
- 13. ゲーム機設置営業
- 14. ホテル及び旅館の経営
- 15. 遊戯場の経営及びそのコンサルタント業務
- 16. カラオケルーム及び飲食店の経営並びに ボウリング場の経営
- 17. フランチャイズチェーンシステムによる 遊戯場の経営及び加盟店の募集並びに加盟 店の指導業務
- 18. 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- 19. 保育所及び託児所の経営
- 20. 広告及び宣伝業

変更案

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、<u>株式会社KeyHolde</u> <u>r</u>と称し、英文では<u>KeyHolder</u>, Inc. と表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的 とする。
- 1. 株式または持分の保有による事業会社 (外国会社を含む。) その他これに準ずる事 業体の事業活動の支配及び管理
- 2. <u>不動産の売買、仲介、賃貸、転貸、業務</u> <u>委託及び管理</u>
- 3. <u>M&Aに関する仲介、斡旋及びコンサル</u> ティング
- 4. ~36. 削除

7D /	* = #
現行定款	変 更 案
21. 文房具・玩具・装身具及び日用品雑貨等	
の輸出入並びに販売	
22. 音楽、映画等各種催し物の入場券の販売	
23. ビデオ・レコード・コンパクトディスク・	
レーザーディスク・ミュージックテープ・	
DVD・Blu-ray Disc・雑誌・	
書籍・コンピュータプログラム・ソフトウ	
ェア等の販売、輸出入並びにレンタル業	
24. 情報提供サービス業	
25. インターネット等のネットワークを利用	
した各種情報配信業	
26. 出版業	
27. 物流センターの管理運営及び物流情報の	
収集処理業務	
28. 倉庫業、梱包業、通関業及び自動車運送	
取扱業	
29. 清掃業	
30. 古物の販売	
31. 外貨両替事業	
32. 金銭の貸付、金銭の貸借の媒介及び保証	
33. 労働者派遣事業	
34. 有価証券等の取得及び保有	
35. 会社の合併及び技術、販売、製造等の提	
携の斡旋	
36. 経営一般に関するコンサルティング業	
37. 前各号に付帯する一切の業務	 4.前各号に付帯関連する一切の業務
<u>51: </u>	
 第 3 条~第 39 条 (条文省略)	 第3条〜第 39 条 (現行どおり)
新設	(附則)
<u>/// HA</u>	 第 40 条 第 1 条、第 2 条の変更は、平成 29 年
	10月1日をもって効力が生じるものとす
	る。なお、本附則は、効力発生日の経過
	<u>をもってこれを削除する。</u>

以上